

阿賀野市告示第73号

阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

阿賀野市長 加藤 博幸

阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成27年阿賀野市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「で、売買契約をした日から起算して3か月以内のもの」を削る。

第5条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2号様式中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。